

これからの時代に求められる資質・能力を育むための
カリキュラム・マネジメントに関する普及・促進
審査基準

1. 採択案件の決定方法

提案された事業計画書について審査を行い、評価点が最低評価点を超える者の中から、原則として最も得点の高い者を採択するものとする。

※ 複数の提案者の得点が同得点となった場合は、評価基準のうち（２）①の得点が高い提案者を優先し採択するものとする。また（２）①の得点が高得点となった場合は、（１）①及び（２）③の合計得点が高い提案者を優先し採択するものとする。

2. 審査方法

事業計画書に基づき、文部科学省に設置された審査委員会において書類選考を実施する。なお、必要に応じて審査期間中に企画提案の詳細に関する追加資料の提出を求める場合がある。

3. 評価方法

評価は、以下の各項目について、次の評価基準による評価とし、審査委員がそれぞれ決定した得点を合計し、それを平均したものを当該提案者の得点とする。

【評価基準】

1. 「（１）実施体制に関する評価」「（２）計画の内容に関する評価」は、以下の評価基準により５段階評価を行う。ただし、「（２）計画の内容に関する評価」の「①」の項目の評価については２倍のウェイト付けを行う。

大変優れている	= 5点	優れている	= 4点
普通	= 3点	やや劣っている	= 2点
劣っている	= 1点		
2. 「（３）ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価は、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて評価する。
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等
 - ・認定段階１（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝１点
 - ・認定段階２（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝１.５点
 - ・認定段階３＝２点
 - ・プラチナえるぼし認定＝３点
 - ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が１００人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝０.５点

- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
 - ・ くるみん認定①（平成 29 年 3 月 31 日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号。以下「平成 29 年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第 4 条又は平成 29 年改正省令附則第 2 条第 3 項の規定に基づく認定）＝1 点
 - ・ トライくるみん認定＝1.5 点
 - ・ くるみん認定②（平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 185 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝1.5 点
 - ・ くるみん認定③（令和 4 年 4 月 1 日以降の基準）（令和 3 年改正省令による改正後の次世代法施行規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく認定）＝1.5 点
 - ・ プラチナくるみん認定＝3 点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
 - ・ ユースエール認定＝2 点
- 上記に該当する認定等を有しない＝0 点

（1）実施体制に関する評価（10 点満点）

- ① 本事業を担当する組織・チーム、メンバー及び本事業の遂行に必要な技術・ノウハウ・実績が具体的に示されていて、かつそれが本事業を遂行するうえで妥当な体制となっていること。
【事業計画書（様式 1）】（5 点）
- ② 事業の主要な業務を競争参加者が実施する計画となっていて、事業の実施に必要な範囲を超えて再委託先等に業務を委託していないこと。
【事業計画書（様式 1）】（5 点）

（2）計画の内容に関する評価（15 点満点）

- ① 公募要領の「2. 事業の趣旨」及び「4. 事業の内容」を十分に踏まえたものとなっていること。
【事業計画書（様式 1）】（5 点）
- ② 事業の実施スケジュールが具体的かつ実現可能なものであること。
【事業計画書（様式 1）】（5 点）
- ③ 不要な経費が計画に入っておらず、妥当な経費が示されていること。全体経費のうち再委託費が大部分を占めていないこと。
【事業計画書（様式 1）】（5 点）

（3）ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価（3 点満点）

- ① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。（3 点）